

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例2】の記載例の書き方(16ページ)を参照して書いてください。

- 提出先、提出日、申告年分(0□に「4」と書き)、空白部分(「確定」と書き)。
- 住所(居所・事業所等を含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
- 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

③ 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例2】の記載例(17ページ)を参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書第一表

令和5年2月16日 令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 〇市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

職業 会社員

住所 〇市〇〇町1-12-501

収入金額等

給与 700,000

所得金額

給与所得 150,000

所得から差し引かれる金額

基礎控除 480,000

所得金額 150,000

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払 〇市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

給与 700,000

所得控除の額の合計額 480,000

所得金額 150,000

源泉徴収税額 0

13欄から24欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、13欄から24欄の記載を省略し、25欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

この事例では、24欄の記載を省略しています。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和04年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所 〇市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

収入金額

一般株式等 4,100,000

所得金額

一般株式等 1,200,000

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
譲渡による収入金額	4,100,000	
その他の収入		
小計	4,100,000	
取得費(取得価額)	2,883,000	
譲渡のための委託手数料	17,000	
小計	2,900,000	
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		
差引金額	1,200,000	
特定投資株式の取得に要した金額の控除		
所得金額	1,200,000	
本年分差引上場株式等に係る繰越損失の金額		
繰越控除後の所得金額	1,200,000	

注 1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

注 2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑩欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

注 3 ⑪欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑩欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑪欄の金額が同⑩欄の金額から控除されない場合には、税務署にお知らせください。

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額

「上場株式等の譲渡」欄の金額は、左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

添付書類

「確定申告書」に次のものを添付する必要があります。

- 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合
- 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受ける場合

○ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

注 申告をする取引が一の特定口座のみの場合

「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

⑥ 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の**所得金額等**〔⑫合計〕欄に記載した金額（24ページ参照）と**所得から差し引かれる金額**〔⑲合計〕欄に記載した金額（24ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額 (赤字の場合は0円) - ⑳欄の金額 = A
として

A の金額が黒字の場合

Aの金額を⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥⑥欄から⑦⑥欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧④欄にそれぞれの金額ごとに、1,000 円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかった **A** の金額については、原則として、**⑥⑥**欄から**⑦⑥**欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦8欄から⑧4欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、㉑欄の金額（480,000円）が㉒欄の金額（150,000円）から引ききれませんから、その引ききれなかった金額（330,000円）を㉗欄の金額（1,200,000円）から引き、その残額である870,000円を㉘欄に書きます（㉘欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の㉓欄から直接転記はしません。）。

「税額」の計算

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも**15%**（他に住民税5%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑧欄) 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額

【上場株式等】 870,000円 × 0.15 = 130,500円

……(⑧欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

[illegible]

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金の計算					
税 額	77	対応分	85		
	78	対応分	86		
	79	対応分	87		
	80	対応分	88		130500
	81	対応分	89		
	82	対応分	90		
	83	対応分	91		
	84	対応分	92		
(85から92までの合計(申告書第一表の④に転記))			93		130500

転記します。

⑦ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

及び所得税の確定申告書		F A 2 2 0 2	
		生年月日	3 4 1 . 0 8 . 0 4
フリガナ	カントウ ノブ コ		
氏名	関東 信子		
会社員	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
		関東越郎	妻
整理番号		電話番号	自宅) 勤務先・携帯 ○○○-△△△-××××
税算計	課税される所得金額 (⑫-㉔)又は第三表上の㉔に対する税額 又は第三表の㉔	③〇	0 0 0
	配当控除	③1	1 3 0 5 0 0
	区分	③2	
	特定増資配当 (住宅借入金等特別控除)	③3	
	政党等寄附金等特別控除	③4	0 0
	住宅耐震改修特別控除等	③5 ~ ③7	
	差引所得税額 (㉔ - ③1 - ③2 - ③3 - ③4 - ③5 - ③6 - ③7)	④1	1 3 0 5 0 0
	災害減免額	④2	
	再差引所得税額(基準所得税額) (④1 - ④2)	④3	1 3 0 5 0 0
	復興特別所得税額 (④3 × 2.1%)	④4	2 7 4 0
所得税及び復興特別所得税の税額 (④3 + ④4)	④5	1 3 3 2 4 0	
外国税額控除等	④6 ~ ④7		
源泉徴収税額	④8		
申告納税額 (④5 - ④6 - ④7 - ④8)	④9	1 3 3 2 0 0	
予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑤0		
第3期分の税額 (④9 - ⑤0)	⑤1	1 3 3 2 0 0	
還付される税金	⑤2	△	
修正申告	修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	⑤3	
	第3期分の税額の増加額	⑤4	0 0
その他	公的年金等以外の合計所得金額	⑤5	
	配偶者の合計所得金額	⑤6	
	専従者給与(控除)額の合計額	⑤7	
	青色申告特別控除額	⑤8	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑤9	
	未納付の源泉徴収税額	⑥0	

振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替に「預貯金口座振替依頼書兼納付書」す。また、「令和4年分所得税及び復興特に必要事項を記入し、所轄の税務署に提出することとができます。」

④① 差引所得税額

③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額（基準所得税額）

④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額

④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。

また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④9 申告納税額

④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合  100円未満の端数を切り捨てた金額（100円未満のときは0）を書きます。

赤字の場合  そのままの金額の頭に△を付して書きます。

《注意》

この事例の場合、夫が年末調整で配偶者控除の適用を受けていますが、妻が株式等を売却したことにより、**妻の合計所得金額**（16 ページ参照）は**給与所得の金額**（15 万円）と**上場株式等に係る譲渡所得等の金額**（120 万円）の合計 135 万円となりますので、**夫の所得税の計算上、「配偶者（特別）控除**」（18 ページ参照）の適用は受けられません。そのため、**妻の申告とは別に、夫も確定申告をする必要があります。**

 振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和5年3月15日（水）までに「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」（国税庁ホームページからダウンロードできます。また、「**令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の45ページも使用できます。）に必要事項を記入し、所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください（**e-Taxにより提出することもできます。**）。

既に振替納税をご利用の方は、上記の依頼書を提出する必要はありません（転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、申告書第一表の「振替継続希望」欄を「○」で囲むことにより、引き続き振替納税を利用することができます。詳しくは、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の2、7ページを参照してください。）。

なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。